

全国生協管財保険

火災保険

(企業財産包括保険)

地震保険

(地震危険補償特約)

スーパーマネーワン

(スーパーマネー包括保険)

制度のご案内

予測
不能な

リスクへの対応、
現状がベストな選択
なのでしょうか？

生協事業をとりまくりスクを
包括的にガード



保険契約者 日本生活協同組合連合会

被保険者 日本生活協同組合連合会の会員生協(含む 会員生協の子会社・関連会社)

保険期間 火災保険/地震保険: 2020年4月1日午後4時~ 2021年4月1日午後4時まで

スーパーマネーワン: 2020年4月1日午前0時~ 2021年3月31日午後12時まで



日本生活協同組合連合会

4つの特長で 大切な事業財産を 守ります。



日本生活協同組合 連合会の取組み

日本生活協同組合連合会では、生協を取り巻くリスクやニーズを把握し、生協の事業活動に最適な保険設計をおこなっています。スケールメリットを最大に活用し、個別に加入されるよりも割安な保険料での提供が可能です。

ポイント1

スケールメリットを享受できるので、



保険料が割安。 経費削減できます

スケールメリットが大きく、
単体で契約するよりも
保険料が割安です。

ポイント2

一元化対応だから



事故対応が スムーズ

保険金お支払サービス
窓口を一元化し、専任担当者が
対応にあたります。

ポイント3

事業活動に関わる



様々なリスクを 包括的にカバー

火災、地震、マネーに対する
リスクをまとめて
カバーできる保険です。

ポイント4

基本補償に加えて、任意で付帯できる



豊富なオプション (冷凍・借家賠・利益)

豊富なオプション補償を
備えており、リスク状況に応じて
選択いただけます。

保険コストを
抑えることが
できました。

窓口が一本化
しているから
事故対応がスムーズ！

まとめて手続きが
できるので
助かります。

全国生協管財保険とは？

生協の事業活動を取り巻くさまざまなリスク（火災・地震・マネー）をまとめて補償する保険です。



火災保険 (企業財産包括保険)

火災・落雷・爆発・風水災や偶然な事故による損害を補償

特長1 お得な保険料

特長2 事務手続きの簡素化

特長3 オールリスク補償と豊富なオプション

特長4 充実したサービス

>>> 詳しくは3P~6Pへ



地震保険 (地震危険補償特約)

火災保険で補償されない、地震、噴火、津波による損害を補償

特長1 地震、噴火、津波による損害を補償

特長2 支払限度額方式

>>> 詳しくは7Pへ



スーパーマネーワン (スーパーマネー包括保険)

現金や小切手などの貨紙幣類・有価証券の火災・盗難等による損害を補償

特長1 ご契約後の事務を簡素化

特長2 オーダーメイド設計で充実した補償

>>> 詳しくは8Pへ

過去に起きた事故例

case1

水災 [火災保険]

- 大雨により店舗が冠水し、建物、設備・什器に損害が生じた

支払保険金

19,211,937円



case2

地震 [地震保険]

- 地震により10物件に損害が生じた

支払保険金

50,000,000円



case3

風災 [火災保険]

- 台風の影響で屋外に設置してある大型看板が倒れた

支払保険金

994,950円



case4

その他偶然な事故 [火災保険]

- 配送用トラックが店舗にぶつかり、壁が破損した

支払保険金

586,785円





火災保険 (企業財産包括保険)

火災・落雷・爆発・風水災や偶然な事故を補償

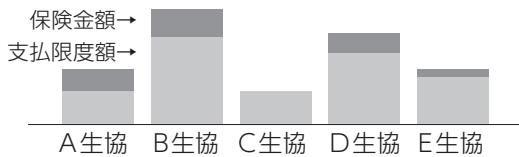
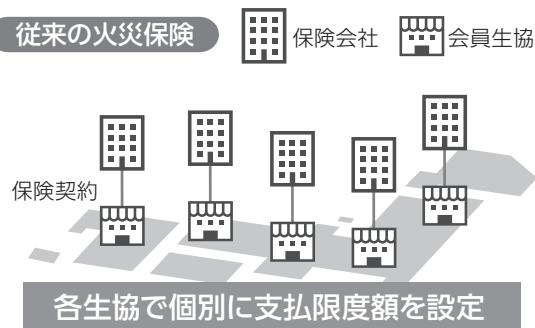
特長1

生協のスケールメリットを活かしたお得な保険料

全国生協管財保険の火災保険スキームは、日本生協連を保険契約者とし、全国の生協の物件を1つのグループとして捉え、その1つのグループに対して共通の支払限度額を設定する方式（「共通支払限度額方式」といいます）です。全国の生協の物件が同時に被災する可能性は極めて低いため、全国の生協で共通支払限度額を設定することで低廉な保険料を実現しています。



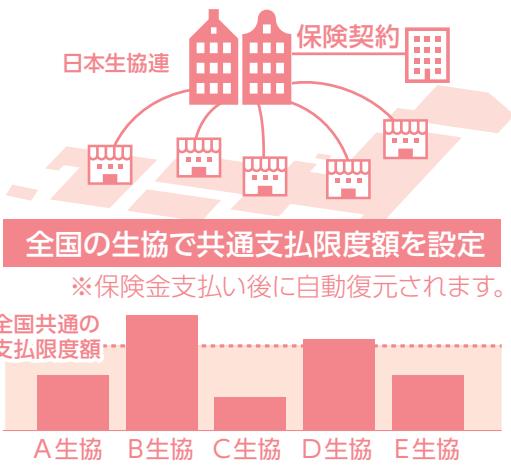
従来の火災保険



・**保険金額**とは：保険契約に際し保険の対象（建物や什器・備品等）に設定する金額です。

・**支払限度額**とは：事故が発生した場合に契約者との約定に基づいて保険会社が支払う保険金の限度額です。

全国生協管財保険



特長2

事務手続きの簡素化

保有する全物件を保険の対象としている（全物件包括補償方式）場合、「保険料確定方式（※）」とし、以下の場合の保険料の追徴・返戻は不要になります。

（※）次年度継続しない場合は、保険期間終了後、確定精算が必要です。

（※）地震保険（地震危険補償特約）については、自動追加補償になりません。

● 建物・設備等

追加取得物件があっても10億円までは通知手続不要で自動的に補償します。

● 商品・製品等

在庫が増加しても、自動的に協定保険価額が修正されるため、通知不要です。

● 利益補償

原則として、利益が増加しても、契約時に定める利益補償に関する支払限度額まで実損払します。

生協事業の特性に合わせた保険設計と事務の合理化で◎



特長3

オールリスク補償と豊富なオプション

● 基本補償

>> 保険金のお支払いの対象となる事故



①火災



②落雷



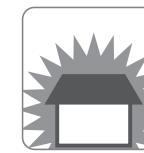
③破裂・爆発



④風災・雹災・
雪災^(注1)



⑤水災



⑥電氣的・
機械的
事故^{(注2)(注3)}



⑦その他
偶然な
事故^(注4)

※⑤⑥の補償は、ご契約時に、選択することができます。

保険の対象

- ①建物、機械、設備・装置、器具、工具、什(じゅう)器または備品
②商品、原料、材料、仕掛品、半製品、製品、副産物または副資材

※上記②は保険の対象から除くことができます。

※保険の対象とならない主なもの

- 居住の用に供する個人所有の建物および生活用動産
- ・日本国外所在物件、動物・植物、プログラム・データ
- ・走行範囲が敷地内に限定されない自動車、運搬車等
- ・電車、機関車、航空機、船舶、坑道内所在物件
- ・海等に浮遊する物件
- ・海等の水中に設置された物件
- ・営業倉庫業者が管理する保管貨物
- ・その他明細書記載の除外物件

※保険申込書に明記しなければ保険の対象とならない主なもの

- ・門、塀、垣、基礎、建物外に設置された煙突、煙道、コンクリート水槽、桟橋
- ・軌道、護岸、防油堤その他土木構築物
- ・他人に貸与または管理を委託している物
- ・通貨、有価証券、印紙、切手等
- ・1個1組の価額が30万円を超える貴金属、宝玉、宝石、書画、骨董(とう)
- ・彫刻物その他美術品、稿本、設計書、図案、雛(ひな)型、鑄(い)型、模型、証書、帳簿等

※所定の条件を満たすことで他人所有物件を保険の対象に含むことができます。

「商品」の補償について

・これまで「商品」を動産総合保険で契約していた場合、全国生協管財保険へ補償追加することで、1本化することが可能です。

・動産総合保険に冷凍・冷凍物に関する補償が付帯されていた場合は、全国生協管財保険に「冷凍(冷蔵)損害補償特約(企業財産包括保険用)・追加特約」を付帯することで同等の補償となります。

(注1)雨、雪、雹または砂塵の吹込みによって生じた損害については、建物またはその開口部が風災・雹災・雪災の事故によって直接破損したために生じた場合にかぎります。

(注2)電気の事故とは、機械本体または構成部品に外来の事故に直接起因せず不測かつ突発的に電気により生じた焦損、炭化、溶融、絶縁破壊などの物的な損害を伴う事故をいいます。

(注3)機械の事故とは、機械本体または構成部品に外来の事故に直接起因せず不測かつ突発的に生じた亀裂、折損、変形、はがれ、焼付き、欠損、溶損などの物的な損害を伴う事故をいいます。

(注4)盗難、騒擾、労働争議、破壊行為、航空機の墜落、車両の衝突、給排水設備の事故による水濡れ、破損または汚損などが該当します。

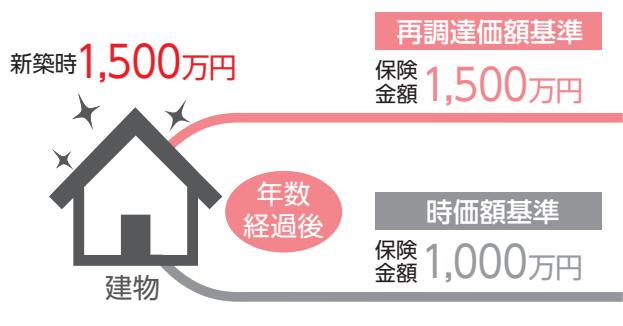
● 再調達価額基準のお支払い

「時価額基準」ではなく、「再調達価額基準」で保険金をお支払いします^{(※1)(※2)}。

再調達価額基準 同等のものを新たに建築または購入するのに必要な金額

時価額基準 経過年数による減価や使用による消耗分が差し引かれた金額

>> お支払いする損害保険金の例



全損
になった
場合



追加負担することなく同等の
建物を新たに建築できます。

同等の建物を新たに建築する
のに保険金だけでは不足します。

(※1)「新価保険特約」が自動付帯されます。なお、時価額基準をご契約している場合は、時価額基準でのお支払いとなります。

(※2)「商品」については平均在庫高基準でのお支払いとなります。

●豊富なオプション特約

基本補償の他、オプションとして以下用意しております。

>>冷凍(冷蔵)損害補償特約

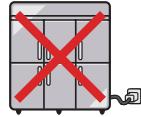
冷凍・冷蔵設備装置がP4記載の①～⑦の事故に起因して破壊、変調もしくは機能停止したことで商品製品に生じた温度変化による損害を補償します。

また当制度においては、通常の冷凍冷蔵損害補償特約では補償の対象外となっている、停電などによる電力の停止または電力の異常供給によって発生した損害についても補償します。

停電による「商品製品のみ」損害の発生事由	通常の 冷凍冷蔵特約	「全国生協管財保険制度」 冷凍(冷蔵)損害補償特約
火災	×	○
落雷、破裂・爆発	×	○
風災・雹災・雪災	×	○
水災	×	△ ^(*)
不測かつ突発的な事故	×	○
地震	×	×

※基本補償で水災を対象としている場合、補償の対象となります。

支払事例



- 台風により4店舗で停電が発生し、冷蔵商品が溶解し廃棄した。

支払保険金 23,567,217円

>>借家人賠償責任・修理費用補償特約

借用施設に関して建物オーナーに対して法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害や、賃貸借契約に基づいて発生した損害を自己の費用で修理した場合の修理費用などを補償します。

支払事例



- 賃貸物件のガラス戸を蹴いて破損してしまった。

支払保険金 116,240円

>>利益補償 [任意で付帯できる補償]

事故により喪失した利益や支出した費用もしっかり補償!

P4記載の①～⑦の事故に起因して、建物や設備・什器等の保険の対象に損害が発生し、その結果事故が発生しなければ計上することができた営業利益および経常費についてお支払いします。また、収益減少の防止を目的に支出した諸費用を保険金としてお支払いします。



損害保険金のほかにお支払いする主な費用保険金



臨時費用



残存物取
片づけ費用



失火
見舞費用

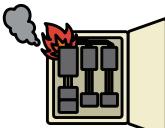


地震
火災費用



修理
付帯費用

支払事例



- 発電所のパワーコンデンサーの一つがショートし破損。発電量が減少してしまい本来得られるべきだった利益を喪失した。

支払保険金 1,776,384円

特長4

充実したサービス

●自動付帯サービス 無料

>>被災設備修復サービス(緊急処置費用補償特約)

リカバリープロ株式会社による、被災設備修復サービスをご利用された場合に発生する緊急処置費用を補償します。



※リカバリープロ株式会社は、災害復旧支援を行う世界的な災害復旧専門会社グループの日本法人です。同社が行う災害復旧支援では、火災、水災等で罹災した幅広い種類の機械、設備・装置等に対して、腐食抑制応急処置および修復(分解洗浄等による汚染除去等)を行います。これにより、従来は新品に交換するしかないとされていたものを事故発生前の機能・状態に修復するという復旧方法の選択肢が増え、事業の早期復旧に貢献します。

「緊急処置費用補償特約」の概要

火災、水災等の事故(保険契約で補償の対象となる事故に限ります。)により罹災し、保険の対象である建物、機械・設備等のサビまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、次の緊急処置(損害の発生または拡大を防止するために必要または有益である処置に限ります。)がリカバリープロ株式会社によって実施された場合に、その緊急処置費用を補償する特約です。

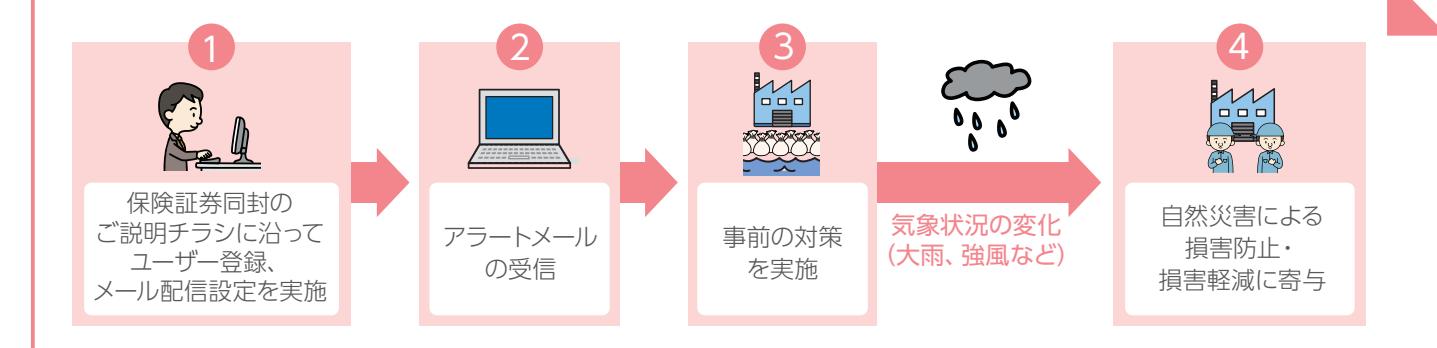
●保険の対象の汚染物質を除去するための処置 ●保険の対象のサビ・腐食を防止するための処置 ●保険の対象を落下物の衝突等から保護するための処置

>>気象情報アラートサービス × weathernews

専用のサービスサイト上で、あらかじめ設定した地点の降水量、風速、降雪量が基準値を超える予想となる場合や、落雷が観測された場合に、アラートメールが配信されます。

これにより、気象情報サイトやニュースを確認することなく、事業に影響を与える可能性のある気象状況の変化を把握することができ、アラート受信時に事前対策を実施いただくことで、損害防止・軽減につながります。ご登録・ご利用料は無料です。

使い方



●利用可能サービス ※費用は別途ご相談となります。

>>リスクサーベイ(防災診断)

- 施設のリスク環境とマネジメント体制の観点から、施設の実地調査を行い、火災・爆発リスクを中心に、リスク評価を実施します。また、調査結果に基づき、具体的なリスク改善等のアドバイスをいたします。
- 実地調査により物件に潜むリスクを調査レポートにまとめご提供します。また当該物件における予想最大損害額の算定も可能です。



リスクサーベイの流れ

ステップ1 事前準備

- リスク調査票(事前アンケート)の記入および提出をいただきます。
- 必要書類を準備いただきます。(会社案内、構内建物配置図、災害時対応計画等)

ステップ2 現地調査

- 事前準備いただいた資料をもとにしたヒアリングを実施します。
- ご担当者にご同行いただき、実地調査を実施します。
- 調査結果の概要をご説明の上、課題点等に関して意見交換を行います。

ステップ3 結果報告

(調査終了から約1~1.5か月)

- リスク状況や改善提案等をまとめた調査報告書(レポート)を提出します。
- 必要に応じて経営者・幹部・防災担当者に向けた報告会を実施します。



地震保険

(地震危険補償特約)

火災保険で補償されない、地震、噴火、津波による損害を補償

特長1

地震、噴火、津波による 損害を補償

火災保険で補償されない「地震もしくは噴火またはこれらによる津波」によって生じた損害を拡張して補償する特約です。次の事故によって保険の対象に生じた損害に対して保険金をお支払いいたします。

地震または
噴火による火災



地震または噴火によって
生じた損壊、埋没等



地震または噴火による
破裂または爆発



地震または噴火による
津波、洪水その他の水災



例えば



特長2

支払限度額方式

損害の額より免責金額（自己負担額）を控除した額を支払限度額の範囲内でお支払いいたします。

いつ起るか
分からない
自然災害への
備えとして！

●支払限度額

支払限度額は生協ごとに設定いたします。

また、地震保険の支払限度額は1事故および保険期間通算での支払限度額となります。

●免責金額

生協ごとに設定いたします。

地震保険の対象となる物件を特定してご加入いただくことも可能です！

地震危険補償特約については、物件の所在地、保険金額等に応じて、
支払限度額、または免責金額を設定させていただきます。





スーパー・マネーワン (スーパー・マネー包括保険)

現金や小切手などの貨紙幣類・有価証券の火災・盗難等によるリスクを補償

特長1

簡素なご契約事務

- 前年度売上高に基づく定額の保険料
- 輸送額通知や保険料の確定精算は不要

特長2

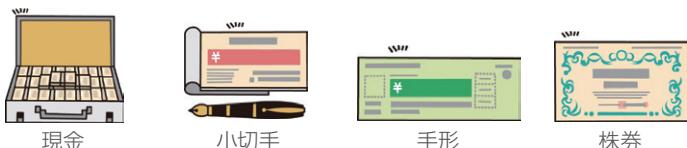
充実した補償

- 輸送中だけでなく保管中も補償の対象
- 1事故あたり最大60億円の大きな支払限度額をご提供
- 手形・株券等の有価証券の事故では即時払^(注)が可能



補償の概要

このようなものを



このようなときに



このように補償します



(注)「即時払」の詳細は、P14の「即時払制度」をご参照ください。

- お見積りに必要な情報

所有されている貨紙幣類、有価証券の種類

輸送と保管の実態
・輸送額・平均保管額・輸送方法・保管方法等

1輸送あたりの最大輸送金額、最大保管金額

保管場所の警備等のセキュリティ状況

等

※詳細は「ヒアリングシート」をもとに質問させていただきます。

企業財産包括保険(地震危険補償特約) 補償内容・重要事項のご説明等

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いしない場合
損害 保険 金	<p>ご契約時に選択した以下の事故についてお支払いします。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災 ⑤水災 ⑥電気的事故または機械的事故 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p>	$\frac{(\text{損害の額} - \text{自己負担額 (免責金額)})}{\text{保険金額}} \times \frac{\text{保険金額}}{\text{保険価額(再調達価額、以下同様)(注)}}$ <p>ただし、保険金額または損害の額のいずれか低い額が限度となります。また、自己負担額はご契約時に設定いただきます。</p> <p>(注)損害が生じた地および時における保険の対象の価額をいい、企業財産包括保険の場合には、再調達価額となります。再調達価額とは、その保険の対象と同一の構造、質、用途、規模、型、能力の物を再築または再取得するのに必要な額をいいます。時価額基準でご契約いただいている場合は時価額となります。</p>	<p><財物リスク、利益リスク共通></p> <p>次のいずれかに該当する損害に対しては、保険金をお支払いしません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 保険契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の故意もしくは重大な過失等による損害 ● 風、雨、雪、雹(ひょう)もしくは砂塵(じん)その他これらに類するものの吹込み(窓・戸等建物または屋外設備・装置の開口部から入り込むことをいいます。)またはこれらのものの漏入(屋根・壁等建物または屋外設備・装置の外部のひび割れまたは隙間からしみ込むことをいいます。)。ただし、建物または屋外設備・装置の外側の部分(建物については、外壁、屋根、開口部等をいいます。)が損害保険金を支払う場合に掲げる事故によって破損し、その破損部分から建物または屋外設備・装置の内部に吹き込むことまたは漏入することによって生じた損害に対しては保険金をお支払いします。 ● 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動^(注) ● 地震もしくは噴火またはこれらによる津波^(注) ● 核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性またはこれらの特性による事故^(注) ● 放射線照射または放射能汚染^(注) ● 直接であると間接であると問わず、テロ行為等(政治的、社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行動その他類似の行為をいいます。)によって生じた損害 <p>(注)これらに該当する事由によって発生した保険金を支払う場合の事故が延焼または拡大して生じた損害、利益損失または営業継続費用、および発生原因がいかなる場合でも保険金を支払う場合の事故がこれらの事由によって延焼または拡大して生じた損害、利益損失に対しても保険金をお支払いしません。</p> <p>次のいずれかに該当する損害および次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた利益損失に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものに生じた損害 ● 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害に対しては保険金をお支払いします。 ● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人(保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの方の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共にして行った窃盗、強盗、脅迫その他の不誠実行為によって生じた損害 ● 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ● 万引き等によって商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合に生じた損害に対しては保険金をお支払いします。 ● 損害保険金を支払う場合または地震火災費用保険金を支払う場合の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 ● 保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類に生じた損害(フィラメントのみに損害が生じた場合も含みます。)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は保険金をお支払いします。
費用 保険 金	<p>臨時費用 ①～⑦の事故により損害保険金をお支払いする場合</p> <p>残存物取片づけ費用 ①～⑦の事故により損害保険金をお支払いする場合</p> <p>修理付帯費用 ①～⑦の事故により保険の対象に損害が生じた結果、その保険の対象の復旧にあたり、三井住友海上の承認を得て必要かつ有益な所定の費用を支出したとき</p> <p>失火見舞費用 保険の対象またはその収容建物等から発生した①、③の事故により他人の所有物に損害(煙損害・臭気付着損害を除きます。)が生じたとき</p> <p>地震火災費用 地震、噴火またはこれらによる津波(以下「地震等」といいます。)により次のような火災が発生したとき (1)保険の対象が建物である場合は、建物が半焼以上となったとき (2)保険の対象が屋外設備・装置である場合には、火災による損害の額がその屋外設備・装置の保険価額の50%以上となったとき (3)保険の対象が動産である場合は、動産を収容する建物が半焼以上となったとき ※「半焼」とは建物の主要構造部の火災による損害額が保険価額の20%以上、または焼失床面積がその建物の延べ床面積の20%以上となった場合をいいます。</p> <p>緊急処置費用 損害保険金をお支払いする事故によって保険の対象に損害が生じた結果、保険の対象のさびまたは腐食等による損害の発生または拡大を防止するために、当社の指定する災害復旧専門会社によって緊急処置(損害の発生または拡大を防止するために必要または有益である処置に限ります。)が実施された場合に、次の費用に対して、緊急処置費用保険金をお支払いします。 ①保険の対象の汚染物質を除去するために要した費用 ②保険の対象のさびまたは腐食を防止するために要した費用 ③保険の対象を落下物の衝突等から保護するために要した費用 ただし、以下の金額を除外します。 (ア)お支払いする保険金の額 (イ)保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために要する費用の額</p> <p>損害防止費用 火災、落雷、破裂・爆発の損害の発生または拡大の防止のために必要または有益な費用(消火薬剤の再取得費用等)を支出したとき(普通保険約款に定める「保険金を支払わない場合」等に該当する場合はお支払いしません。)</p>	<p>損害保険金×30% (1回の事故につき、1敷地内ごとに500万円が限度)</p> <p>残存物の取片づけをするのに実際にかかった費用 (損害保険金の10%が限度)</p> <p>三井住友海上の承認を得て実際に支出した費用かつ有益な費用 (1回の事故につき、1敷地内ごとにその敷地内の保険金額の合計額の30%または5,000万円のいずれか低い額が限度)</p> <p>被災世帯数×20万円 (1回の事故につき、1敷地内ごとにその敷地内の保険金額の合計額の20%が限度)</p> <p>保険金額×5% ただし、保険金額>保険価額の場合は、保険価額×5% (1事故1敷地内につき 工場物件:2,000万円 工場物件以外:300万円が限度) ※72時間以内に生じた2回以上の地震等はこれらを一括して1回の事故とみなします。</p> <p>緊急処置費用の額。ただし、1回の事故につき、5,000万円が限度</p> <p>支出した費用の額。ただし、保険金額(保険金額が保険価額を超える場合は保険価額)から損害保険金の額を差し引いた残額が限度</p>	<p>次のいずれかに該当する損害および次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた利益損失に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● テープ、カード、ディスク、ドラム等のコンピュータ用の記録媒体に記録されているプログラム、データその他これらに類するものに生じた損害 ● 保険の対象の欠陥によってその部分に生じた損害。ただし、保険契約者、被保険者またはこれらの方に代わって保険の対象を管理する方が相当の注意をもってしても発見できなかった欠陥によって生じた損害に対しては保険金をお支払いします。 ● 保険の対象の自然の消耗もしくは劣化(保険の対象である機械、設備または装置の日常の使用もしくは運転に伴う摩耗、消耗、劣化またはボイラスケールを含みます。)または性質による蒸れ、変色、変質、さび、かび、腐敗、腐食、浸食、キャビテーション、ひび割れ、剥がれ、肌落ち、発酵もしくは自然発熱その他これらに類似の事由またはねずみ食いもしくは虫食い等によってその部分に生じた損害 ● 保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損(落書きによる汚損を含みます。)であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ● 保険契約者、被保険者、保険金受取人(保険契約者、被保険者または保険金受取人が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関)またはこれらの方の法定代理人の使用人もしくは同居の親族が単独で、または第三者と共にして行った窃盗、強盗、脅迫その他の不誠実行為によって生じた損害 ● 被保険者または被保険者側に属する方の労働争議に伴う暴力行為または破壊行為によって生じた損害 ● 万引き等によって商品・製品等に生じた損害。ただし、万引き等を行った者が暴行または脅迫した場合に生じた損害に対しては保険金をお支払いします。 ● 損害保険金を支払う場合または地震火災費用保険金を支払う場合の事故の際ににおける保険の対象の紛失または盗難によって生じた損害 ● 保険の対象のうち、電球、プラウン管等の管球類に生じた損害(フィラメントのみに損害が生じた場合も含みます。)。ただし、保険の対象の他の部分と同時に損害を被った場合は保険金をお支払いします。

次ページにつづく

保険金をお支払いする場合		お支払いする保険金	保険金をお支払いしない場合
企業財産包括保険 利益リスク	利益保険金	<p>ご契約時に選択した以下の事故による損失に 対して保険金をお支払いします。</p> <p>①火災 ②落雷 ③破裂・爆発 ④風災・雹災・雪災 ⑤水災 ⑥電気的事故または機械的事故 ⑦①から⑥以外の不測かつ突発的な事故</p> <p>【利益保険金^(注1)】</p> <p>ア.喪失利益+イ.収益減少防止費用-ウ.免責金額 -エ.免責時間中に発生した利益損失</p> <p>ア.収益減少額×約定補償率^(注2)-支出を免れた経常費×(約定補償率/利益率) イ.収益減少防止費用×(約定補償率^(注2)/利益率) ウ.「契約条件書」記載の免責金額 エ.事故の発生したときを含む日の午前0時から「契約条件書」に定める「免責時間」の間に発生した利益損失の額 (注1)営業のすう勢の変化等により、標準営業収益(事故発生直前12か月のうち、補償期間に応答する期間間の営業収益をいいます。)または利益率につき被保険者との協議による合意に基づき公正な調整を行うことがあります。 (注2)利益率の範囲内であらかじめ取り決める割合で、保険証券記載の約定補償率をいいます。①および②において約定補償率が利益率より大きいときは「約定補償率」を「利益率」と読み替えます。</p>	<p>前ページのつづき 不測かつ突発的な事故によって生じた次のいずれかに該当する損害および次のいずれかに該当する損害を受けた結果生じた利益損失に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●差押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使によって生じた損害。ただし、消防または避難に必要な処置によって生じた損害は保険金をお支払いします。 ●保険の対象に対する加工、修理、清掃等の作業中における作業上の過失または技術の拙劣によって生じた損害 ●加工または製造中の動産の加工または製造に起因して生じた損害 ●電力の停止または異常な供給によって、保険の対象である商品・製品等のみに生じた損害(利益損失については、電力の停止または異常な供給が1時間未満の場合に限ります。) ●冷凍・冷蔵物について、冷凍・冷蔵装置または設備の破壊、変調もしくは機能停止によって生じた損害 ●保険の対象の置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ●詐欺または横領によって生じた損害 ●検品、棚卸しの際に発見された数量の不足によって生じた損害。ただし、不法に侵入した第三者の盗取によって生じた損害に対しては保険金をお支払いします。 ●保険の対象の受渡しの過誤等、事務的・会計的な間違いによって生じた損害 ●通貨、有価証券、印紙、切手その他これらに類する物の盗難によって生じた損害 ●保険の対象である貴金属、宝玉および宝石ならびに書画、骨董、彫刻、その他の美術品の盗難によって生じた損害 ●土地の沈下、隆起、移動、振動等によって生じた損害 ●楽器の弦(ピアノ線を含みます。)の切断または打楽器の打皮の破損の損害。ただし、楽器の他の部分と同時に損害を被った場合は保険金をお支払いします。 ●楽器の音色または音質の変化の損害 ●保険の対象である美術品の修理等に伴う価値の下落(保険の対象を復旧したにもかかわらず、損害発生の事実があることによって生ずる価値の下落をいいます。)によって生じた損害 ●保険の対象が液体、粉体、気体等の流動体である場合、これらに関し、汚染、異物の混入、純度の低下、変質、固化形、化学変化、品質の低下、目減りその他これらに類する損害 <p>等 <利益リスク固有> 次のいずれかに該当する事由によって生じた利益損失に対しては、保険金を支払いません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●コンピュータ等に発生する、すべての日付誤認および日付を含む情報やコードの誤認による故障、誤作動、不具合またはそのおそれ(この事由の顧在または潜在的な問題に関する被保険者または第三者による行為、不作為または決定に起因して発生した財物の不使用または利用不能を含みます。) ●国または公共機関による法令等の規制 ●保険の対象の復旧または営業の継続に対する妨害 ●敷地外ユーティリティ設備の能力を超える利用または他の利用者による利用の優先^(注) ●賃貸借契約等の契約または各種の免許の失効、解除または中断^(注) ●労働争議^(注) ●脅迫行為^(注) ●水源の汚染、渇水または水不足^(注) <p>等 (注)これらに該当する事由によって発生した利益損失に対しては、保険の対象である敷地外ユーティリティ設備が損害を受けたことによる保険金を支払いません。</p>

	保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	保険金をお支払いしない場合
地 震 危 険 補 償 特 約 (支 払 限 度 額 方 式)	<p>次の①から④までのいずれかに該当する事故によって保険の対象に生じた損害に対して、損害保険金を支払います。</p> <p>①地震または噴火による火災 ②地震または噴火によって生じた損壊、埋没等 ③地震または噴火による破裂または爆発 ④地震または噴火による津波、洪水その他の水災</p> <p>上記①～④の損害保険金が支払われる場合において、それぞれの事故によって生ずる残存物取片づけ費用に対して、残存物取片づけ費用保険金を支払います。</p>	<p>1回の事故^(注)につき、普通保険約款・特約の規定により算出された損害の額および残存物取片づけ費用の額の合計から免責金額を差し引いた残額をお支払いします。ただし、支払限度額を限度とします。</p> <p>(注)72時間以内に生じた2以上の地震もしくは噴火またはこれらによる津波、洪水その他の水災は、これらを一括して、1回の事故とみなします。ただし、被災地域が全く重複しない場合を除きます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●保険の対象の平常の使用または管理において通常生じ得るすり傷、かき傷、塗料の剥がれ落ち、ゆがみ、たわみ、へこみその他外観上の損傷または保険の対象の汚損であって、保険の対象ごとに、その保険の対象が有する機能の喪失または低下を伴わない損害 ●噴火の降灰による汚損等の損害 ●利益保険金、各種費用保険金ならびに損害防止費用については、保険金を支払いません。 <p style="text-align: right;">等</p>

上記以外にも選択された補償、セットされる特約等により、保険金をお支払いできない場合があります。詳しくは、取扱代理店または三井住友海上までお問い合わせください。

ご注意いただきたいこと

契約締結前におけるご確認事項

保険金額の設定

保険金額は、保険契約時に定める協定基準に従い、保険契約締結時に協定した保険価額の合計額できます。

保険の対象	ご説明
建物、屋外設備・装置または設備・什器等	再調達額または時価額のいずれかで協定します。付保割合は100%に限ります。
商品・製品等	把握可能な直近1年間の平均在庫価額(時価額)でお決めください。保険期間中に在庫価額が変動した場合には、その変動に伴い、保険価額は自動的に修正されます。

契約締結時におけるご注意事項

(1) 告知義務(保険申込書の記載上の注意事項)

保険契約者、被保険者には、告知義務があり、取扱代理店には告知受領権があります。告知義務とは、ご契約時に告知事項について、事実を正確に知らせる義務のことです。告知事項とは、危険に関する重要な事項として、当社が告知を求めるもので、保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目のことです。この項目について故意または重大な過失によって、告知がなかった場合や告知した事項が事実と異なる場合には、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。

【告知事項】

- ・保険の対象または保険の対象を収容する建物の情報
- 所在地、面積、構造、職作業(用法、作業規模)
- ・他の保険契約などに関する情報
- この保険契約の保険の対象の全部または一部を保険の対象とし、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約
- ・年間営業収益(利益リスクをご契約いただいた場合に限ります)

(2) クーリングオフ(ご契約申込みの撤回等)

この保険は、クーリングオフの対象ではありません。

契約締結後におけるご注意事項

(1) 通知義務等

ご契約後、普通保険約款記載の通知事項および次の事実が発生した場合には、遅滞なく取扱代理店または三井住友海上にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。なお特殊な危険を補償する特約がセットされる場合には、次の通知事項が発生する前にあらかじめお申出いただくことが必要な場合があります。

【通知事項】

- ①保険証券(被保険者証)記載の住所または電話番号を変更した場合
※①については、遅滞なくご通知ください。契約内容の変更等が必要となります。
- ②建物・設備等で追加取得物件の合計金額が10億円を超える場合
- ③「借家人賠償責任・修理費用補償特約」または「冷凍(冷蔵)損害補償特約」で対象施設を限定している場合に対象施設の変更があった場合
- ④地震保険(地震危険補償特約)の対象物件を変更する場合
※②～④については、毎月月末・翌月末までに通知、満期日の翌月末までに精算が必要となります。

(2) 解約と解約返れい金

ご契約を解約する場合は、取扱代理店または三井住友海上に速やかにお申出ください。

■ご契約の解約に際しては、ご契約の条件により、保険期間のうち未経過であった期間の保険料を、解約返れい金として返還します。

■解約の条件によって、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、解約返れい金が未経過期間分よりも少なくなる場合があります。詳細は普通保険約款・特約をご確認ください。

■始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込状況により追加の保険料のご請求をする場合があります。追加でご請求したにもかかわらず、その払込みがない場合は、ご契約を解除することがあります。

(3) 保険金支払後の保険契約

「プロパティ・マスター(包括方式・特定方式)」の財物補償条項は、保険の対象の損害保険金がそれぞれ1回の事故につき保険金額^(注1)の80%に相当する額を超えた場合は、損害発生時に終了します。この場合は、財物補償条項に関する特約^(注2)も同時に終了します。なお、損害保険金が1回の事故につき保険金額^(注1)の80%に相当する額に達しないかぎり、損害保険金のお支払いが何回あっても保険金額は減額されずに保険契約は満期日まで有効です。

(注1)保険金額が保険価額を超える場合は、保険価額とします。詳細は、普通保険約款・特約をご確認ください。

(注2)利益等補償条項のみの契約にセッタブルできる特約を除きます。

(4) 保険の対象の調査

保険の対象である建物^(注1)またはその敷地内を調査させていただくことがあります^(注2)。正当な理由なくこの調査を拒んだ場合は、ご契約を解除し保険金をお支払いできないことがあります。

(注1)保険の対象が動産の場合は動産を収容する建物をいいます。

(注2)利益等補償条項をご契約いただいた場合、保険の対象である建物またはその敷地内を調査することに加え、帳簿その他の書類をお見せいただくことがあります。

(5) 保険料の精算について

この保険契約は「保険料確定方式」のため、原則として保険期間終了後に保険料の精算を行いませんが、保険契約を解約される場合または保険契約を継続されない場合は、「精算方式」^(注3)の場合と同様に保険料の精算を行います。

(*)「精算方式」：保険期間終了後または保険契約解約時に保険料の精算を行うため、確定保険料を算出するために必要な資料(商品・製品等を保険の対象に含める場合は、商品・製品等の平均在庫価額が把握できる保険契約者(または被保険者)作成資料の写し、利益リスクをご契約される場合は、売上高または生産高の実績数値の記載がある保険契約者(または被保険者)作成資料の写しおよび保険会社様式による「通知書」)を三井住友海上にご提出いただきます。

その他ご留意いただきたいこと

(1) 契約取扱者の権限

契約取扱者が代理店または社員の場合は、当社の保険契約の締結権を有し、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理などの業務を行っています。したがって、代理店または社員と契約され有効に成立したご契約につきましては、当社と直接契約されたものとなります。

(2) 共同保険

当社および他の損害保険会社との共同保険契約となる場合は、それぞれの引受保険会社は引受け割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。

(3) 保険会社破綻時等の取扱い

損害保険会社が経営破綻した場合の保険契約者等を保護する目的で、「損害保険契約者保護機構」があり、三井住友海上も加入しています。この保険については、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返り金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻後3か月間に発生した事故による保険金は100%補償されます。

(4) 個人情報の取扱いについて

この保険契約に関する個人情報は、三井住友海上がこの保険引受の審査および履行のために利用するほか、三井住友海上およびMS&ADインシュアランスグループのそれぞれの会社(海外にあるものを含む)が、この保険契約以外の商品・サービスのご案内・ご提供や保険引受の審査および保険契約の履行のために利用したり、提携先・委託先等の商品・サービスのご案内のため利用することがあります。

①三井住友海上およびグループ会社の商品・サービス等の例	損害保険・生命保険商品、投資信託・ローン等の金融商品、リスクマネジメントサービス
②提携先等の商品・サービスのご案内の例	自動車購入・車検の斡旋

上記の商品やサービスには変更や追加が生じることがあります。

ただし、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含む)の利用目的は、保険業法施行規則に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。また、この保険契約に関する個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内で、業務委託先(保険代理店を含みます。)、保険仲立人、医療機関、保険金の請求・支払いに関する関係先等に提供することができます。

○契約等の情報交換について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報について、保険契約の締結ならびに保険金支払いの健全な運営のため、一般社団法人日本損害保険協会、損害保険料率算出機構、損害保険会社等の間で、登録または交換を実施することができます。

○再保険について

三井住友海上は、この保険契約に関する個人情報を、再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知・報告、再保険金の請求等のために、再保険引受け会社等(海外にあるものを含む)に提供することができます。三井住友海上の個人情報の取扱いに関する詳細、商品・サービス内容、グループ会社の名称、契約等情報交換制度等については、三井住友海上ホームページ(<https://www.ms-ins.com>)をご覧ください。

(5) 保険金額の一部取消

ご契約の際に設定された保険金額が保険の対象の価額を超えていた場合であっても、保険契約者は、その超過部分について、この保険契約を取り消すことはできません。

(6) 重大事由による解除

次のことがあった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

- ①三井住友海上に保険金を支払わせることを目的として損害を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
- ②保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
- ③暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められたこと。
- ④上記のほか、①～③と同程度に三井住友海上の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

(7) 事故が起きた場合の手続

- ・事故が起きた場合は、あわてず、落ち着いて、取扱代理店または三井住友海上にご連絡ください。
- ・賠償事故の場合、示談・口約束はしないでください。次のような場合は、事前に三井住友海上へご相談ください。

- 相手の方と示談される場合
- 損害賠償責任に関する訴訟を提起する場合または提起された場合

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス
「三井住友海上生協管財保険事故受付センター」

コード ナンバー¹
0120-502-781 (無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」**0120-632-277** (無料)

【電話受付時間】 平日 9:00～20:00
土日・祝日 9:00～17:00

※年末年始は休業させていただきます。

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00～19:00になります。

指定紛争解決機関

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター
0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日 9:15～17:00

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。
(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr>)

このパンフレットは、全国生協管財保険の概要を説明したものです。

詳細は、普通保険約款、重要事項のご説明および特約をご覧ください。

また、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。

スーパーマネー包括保険 補償内容・重要事項のご説明等

保険の対象(補償の対象となる貨物)

現金・小切手等の「貨紙幣類」および手形・株券(新株券を除きます。)等の「有価証券」が対象となります。具体的には以下のものが補償の対象となります。

貨紙幣類

- (1) 貨紙幣
- (2) 小切手(小切手としての要件を充足しないものは除きます。)、トラベラーズチェック、郵便切手、料額印面が印刷されたはがき、レターパック、収入印紙、収入証紙、国民年金印紙、特許印紙、自動車重量税印紙、自動車検査登録印紙、登記印紙、健康保険印紙、金券、商品券、ギフト券、図書券、購買券、景品券、食券、クーポン券、高速道路回数券、入場券(前売券を含みます。)、郵便為替、利札、記名・捺印済み預貯金の払戻請求書、宝くじ(抽せん日前に限ります。)
- (3) 商品引換券
- (4) 乗車券(定期券、航空券を含みます。)、プリペイドカード(テレホンカード、乗車用カード、図書カード、百貨店・スーパー・マーケット用カード、ガソリンスタンド用カード等)
- (5) 金・銀・白金の地金、ダイヤモンド原石、ゴルフ会員券
- (6) 上記記載のうち、外貨建の「貨紙幣類」

有価証券

- (1) 預貯金通帳、預貯金証書(譲渡性定期預金証書を含みます。)、金通帳、金証書、金信託証書、その他の金預り証書または証券
ただし、印鑑とともに輸送・保管される場合は「貨紙幣類」とみなします。
- (2) 手形(手形としての要件を充足しないものは除きます。)、C.P.(コマーシャル・ペーパー)、株式申込証拠金領収証、株式払込金領収証、株式配当金領収証、郵便振替支払通知書
- (3) 国債証券、公・社債券、公債登録済書
- (4) 株券(「新株券」を除き予備株券を含みます。)、新株引受権証書
「新株券」とは以下のものをいいます。
 - ① 株式会社の設立に伴い発行される株券
 - ② 株式会社の増資に伴い発行される株券
 - ③ 株式会社の合併に伴い発行される株券
 - ④ 株式会社の減資に伴い発行される株券
 - ⑤ 株式会社の商号変更に伴い発行される株券
 - ⑥ 株式額面の引き上げ、引き下げに伴い発行される株券
 - ⑦ 株式の分割に伴い発行される株券
- (5) 出資証券
- (6) 投資信託の受益証券
- (7) 貸付信託の受益証券、抵当証券
- (8) 国債・株券・公社債・投資信託または貸付信託の受益証券・C.P.(コマーシャル・ペーパー)・譲渡性定期預金証書の預り証
- (9) 船荷証券、倉庫証券
- (10) 荷渡指図書
- (11) 上記記載のうち、外貨建の「有価証券」

○ただし、以下のものは保険の対象に含まれません。

- ・被保険者^(*)の事業用以外のもの(家計用のものや社員積立金等)
- ・被保険者以外の法人または個人から輸送または保管を伴う業務を受託したもの
- ・被保険者が交通費・旅費等の経費として使用する目的で役員・使用人に引き渡した以降の現金・乗車券・定期券等
- ・使用有効期限が設定されているものでこれを経過した後のもの
- ・電子マネー、キャッシュカード、デビットカード、クレジットカード、仮想通貨等
- (*)被保険者とは、保険契約により補償を受けられる方をいいます。

補償の詳細

保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いしない主な場合
● 盗難、不着、火災、爆発、輸送用具の衝突・転覆・墜落等、輸送中・保管中に生じた偶然かつ外的な事故により有価証券・貨紙幣類に生じた損害	● 保険契約者、被保険者等の故意または重大な過失による損害 ● 輸送用具が貨物を安全に輸送するのに適していないことによる損害 ● 運送の遅延による損害、間接損害(慰謝料・違約金等) ● 戦争・内乱、魚雷・機雷の爆発、押収、検疫、公権力による処分による損害 ● ストライキ、集団によりなされた暴力的かつ騒動的な行動による損害 ● 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波またはこれらに関連のある火災その他類似の事故によって生じた損害 ● 陸上(湖川を含みます。)にある貨物について、地震、噴火もしくはこれらによる津波により異常な状態が存続する間に生じた損害 ● 原子核反応等による損害 ● 債権の回収不能、不渡りもしくはその他の信用危険または市場価値の下落による損害 ● 取引相手の詐欺による損害 ● 偽造、変造、模造もしくは贋造による損害 ● 身代金の支払い、恐喝による損害 ● 保険契約者または被保険者の使用的するコンピュータシステム(ATM 等金融機関のオンライン端末機を含みます。)の操作による損害(通信回線を利用した間接的な操作を含みます。) ● 帳簿・伝票の誤記、勘定間違い、支払いの過誤または受取不足等の事務的・会計的間違いによる損害 ● 保管中に生じた「紛失・原因不明の数量不足」による損害 ● 「輸送中」以外の状態にある間のテロ行為等による損害(「輸送中」については普通保険約款およびテロ行為等不担保特約以外の特約の規定に従い、保険金のお支払いの可否を判断します。) ● 化学兵器、生物兵器、生化学兵器または電磁兵器による損害 ● 保険証券上、「金庫外保管不担保」とした場合、「金庫」内以外での「保管中」に生じた損害(ただし、「金庫」投入前後の仕分け・封入・帳簿記帳等、通常かつ合理的な作業中を除きます。なお、「金庫」とは、防火性・防犯性を備えた持ち運び困難なものをいい、手提げ金庫や鍵付きキャビネットは「金庫」に含まれません。) ● 通常かつ合理的な輸送過程に該当しないと判断される間に生じた損害(たとえば、遊興の場・接待の場等へ立寄りしている間に発生した損害は保険金をお支払いしません。) ● 携行、護送、書留郵便または貴重品扱い輸送以外の輸送方法で輸送されている間に生じた損害 ※上記以外にも保険金をお支払いしない場合があります。詳細は普通保険約款・特約の「保険金をお支払いしない場合」等の項目に記載されておりますので、必ずご確認ください。
これらにより被保険者の損害が確定した後に保険金をお支払いします。ただし、手形・株券等の有価証券に事故が発生し、法律上の公示催告手続(株券の場合は喪失株券の失効手続)を行っていただいた場合には、最終的な損害の額の確定前に一定額を限度に保険金をお支払い(即時払)することができます。即時払の詳細につきましては、次ページをご確認ください。	

即時払制度

手形や株券等の有価証券に保険金を支払うべき事故が発生した際には、まず必要な法律上の公示催告手続もしくは喪失株券の失効手続(株券の場合)を行っていただきますが、最終的な損害の額が確定するまではある程度の期間が必要となります。その場合に最終的な損害の額の確定前に一定の金額を限度に保険金をお支払いする制度を即時払といいます。(ただし振出人または引受人が被保険者となる手形については即時払を行いません。)
なお、除権決定後(もしくは株券失効後)財産上の直接損害が発生しなかった場合、即時払した保険金はご返却いただることになります。(株券の場合は、即時払した保険金ではなく、再発行された株券のうち即時払の対象となった株式数と同数の株券を当社あてにご返却いただきます。)

ご契約時にご注意いただきたいこと

1.保険契約者および被保険者についてご確認ください

保険申込書に、保険契約者の住所と氏名が正しく記載されていない場合や不十分な記載の場合、保険証券のお届けができない等の原因になります。また、被保険者(保険の補償を受けられる方であり、保険の対象の所有者等)の設定についてもあわせてご確認ください。

2.お申し込みいただく保険の引受条件等についてご確認ください

(1)商品の仕組み

スーパー・マネー包括保険(スーパー・マネーワン)は、保険契約期間を1年間とする運送保険です。日本国内において輸送・保管される現金・小切手・手形等の貨紙幣類・有価証券を対象に、保険契約期間中に生じた盗難・火災等偶然・外来の事故による損害をオール・リスク条件で補償します。

(2)補償内容

①保険金をお支払いする主な場合

「保険金をお支払いする主な場合」(13ページ)をご確認ください。

②保険金をお支払いしない主な場合

「保険金をお支払いしない主な場合」(13ページ)をご確認ください。

(3)セットできる主な特約およびその概要

この商品には、ご契約時にお申出があり、当社が承認する場合にセットできる特約(オプション特約)があります。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。

(4)保険の対象

お客様が所有し日本国内に所在する現金・小切手等の「貨紙幣類」および手形・株券(新株券を除きます。)等の「有価証券」が保険の対象となります。保険の対象となるものおよび保険の対象に含まれないものは13ページをご確認ください。

(5)保険契約期間

保険契約期間は1年間です。

(6)引受条件

ご契約の際は以下の項目を確認および取り決めさせていただきます。

- ①前年度の売上高を保険料算出の基礎とさせていただきます。
- ②包括補償ではなく、一部の「貨紙幣類」「有価証券」を対象とする場合は、対象とする「貨紙幣類」「有価証券」を取り決めさせていただきます。
- ③輸送中のみの補償か、輸送中と保管中をあわせた補償かをご選択いただきます。

④輸送中・保管中(金庫内)共通の1事故支払限度額を設定させていただきます。

⑤保管中を補償の対象とする場合には④の支払限度額内で、実態に応じて^(注)金庫外保管中の1事故支払限度額を設定させていただきます。

(注)「金庫外不担保」条件の場合や「輸送中のみ担保」条件の場合は設定不要です。

⑥保険料のお支払方法

⑦保険料算出の基礎数値をご通知いただく回数・期日等保険条件、支払限度額、セットする特約等お客様のニーズにあわせて個別にオーダーメイドにて設定させていただきます。ご契約いただく引受条件については、保険申込書にてご確認ください。

(7)保険料

保険料は、前記(6)の引受条件によって決定されます。詳細は取扱代理店または当社までお問い合わせください。実際にご契約いただくお客様の保険料につきましては、保険申込書の「保険料」欄にてご確認ください。

(8)保険料の払込方法

保険料の払込方法は、ご契約と同時に全額払込む一時払のみです。

(9)満期返れい金・契約者配当金

スーパー・マネー包括保険(スーパー・マネーワン)については、満期返れい金・契約者配当金はありません。

(10)解約返れい金の有無

ご契約を解約される場合、解約日から満期日までの期間に応じて、解約返れい金を返還します。ただし、ご契約条件によっては、解約日までの期間に応じて払い込まれるべき保険料について、追加請求が生じる場合があります。

3.ご契約時に告知いただく事項についてご注意ください

保険契約者または被保険者には、ご契約時に保険申込書の記載事項について事実を正確に告知いただく義務(告知義務)があり、取扱代理店には告知受領権があります。(取扱代理店に対して告知いただいた事項は、当社に告知いただいたものとなります。)保険申込書に記載された内容のうち、※印がついている項目は危険に関する重要な事項です。この項目が事実と異なる場合、または事実を記載しなかった場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、保険申込書の記載内容を必ずご確認ください。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

ご契約後にご注意いただきたいこと

1.事故が発生した場合の手続

事故が発生した場合は、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。保険金請求手続について詳しくご案内いたします。

2.ご契約後、次の事項が生じる場合には取扱代理店または当社にご連絡ください

(1)ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項)

ご契約後、次に該当する事実が発生する場合にはあらかじめ(事実の発生が保険契約者または被保険者の責任によらない場合は遅滞なく)取扱代理店または当社にご通知ください。ご通知がない場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので、十分ご注意ください。また、保険料を追加で請求もしくは返還させていただく場合もあります。詳細は、「重要事項のご説明」でご確認ください。

(2)他にご連絡いただくべき主な事項(契約条件の変更他)

ご契約後、次のいずれかに該当する事実が発生する場合には、ご契約内容の変更等が必要になりますので、遅滞なく取扱代理店または当社にご連絡ください。ただし、②の契約条件を変更する場合にはあらかじめご連絡いただき当社の承認を得る必要があります。

①保険契約者の代表者名・住所・電話番号等の変更	保険証券記載の保険契約者の代表者名・住所・電話番号等を変更するとき。
②契約条件の変更	特約の追加・削除、支払限度額等の契約条件を変更するとき。

(3)ご契約を解約するとき

保険契約を解約される場合には、取扱代理店または当社に速やかにお申し出ください。

保険の対象の変更

保険の対象を変更するとき。
(保険の対象を特定してご契約いただく場合)

その他ご注意いただきたいこと

<保険会社破綻時等の取扱い>

引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。この保険は、保険契約者が個人、小規模法人(破綻時に常時使用する従業員等の数が20人以下の法人をいいます。)またはマンション管理組合である場合に限り、「損害保険契約者保護機構」の補償対象となります。補償対象となる場合には保険金や解約返れい金は80%まで補償されます。ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は100%補償されます。

<共同保険>

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。

- ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に基づき取り扱います。詳しくは当社ホームページをご覧ください。
- 取扱代理店は、当社との委託契約書に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。したがって、取扱代理店にお申し込みいただき有効に成立したご契約は、当社と直接契約されたものとなります。
- この制度案内はスーパーマニー包括保険(スーパーマネーワン)の概要をご説明したものです。補償内容は普通保険約款・特別約款・特約条項(この制度案内では、特別約款・特約条項を特約と記載しています。)によって定まります。詳細につきましては、普通保険約款・特別約款・特約条項等をご覧ください。なお、ご不明な点については取扱代理店または当社までお問い合わせください。
- 保険契約者と被保険者が異なる場合には、保険申込書に被保険者氏名を明記いただくとともに、この制度案内に記載の事項につき、記名被保険者の方にも必ずご説明ください。
- ご契約にあたっては、「重要事項のご説明」をご確認ください。

三井住友海上へのご連絡は

24時間365日事故受付サービス

「三井住友海上生協管財保険事故受付センター」

コード ナンバー1
0120-502-781(無料)

三井住友海上へのご相談・苦情・お問い合わせは

「三井住友海上お客様デスク」**0120-632-277**(無料)

【電話受付時間】 平日 9:00~20:00

土日・祝日 9:00~17:00

※年末年始は休業させていただきます。

※2020年10月より平日の電話受付時間は9:00~19:00になります。

指定紛争解決機関

三井住友海上は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。三井住友海上との間で問題を解決できない場合には、一般社団法人 日本損害保険協会にご相談いただかく、解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(有料)]

【受付時間】平日 9:15~17:00

詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。

(<http://www.sonpo.or.jp/efforts/adr>)

お問い合わせ先

取扱代理店

引受保険会社

〈幹事保険会社〉

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部 営業第二課

〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL. 03-3259-6693 FAX.03-3259-7218

〈非幹事保険会社〉

損害保険ジャパン日本興亜株式会社

東京海上日動火災保険株式会社

共栄火災海上保険株式会社